

『千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例』の枠組み

目的（第1条）

良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することにより

- 美しく魅力ある県土の形成
- 潤いのある豊かな生活環境の創造
- 個性的で活力ある地域社会の実現



県民生活の向上、県民経済及び地域社会の健全な発展

県民の役割（第4条）

1. 県民は、良好な景観及びその形成の重要性について理解を深めるとともに、地域における良好な景観の形成に向けた取組を自主的に行うよう努めます。
2. 県民は、県が実施する施策に協力します。

認定景観づくり地域協定等に係る制度

（第10条から第23条）

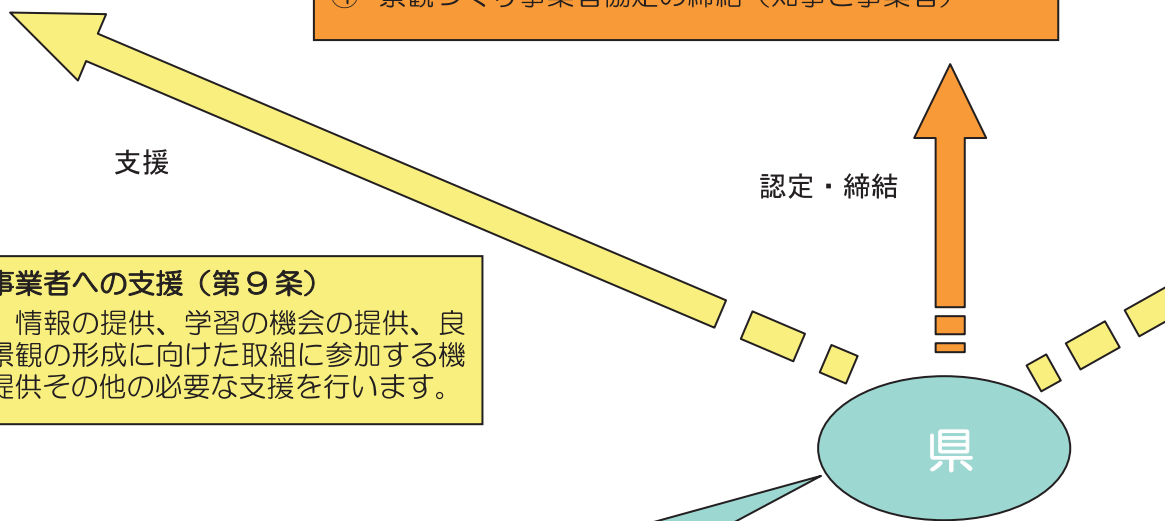
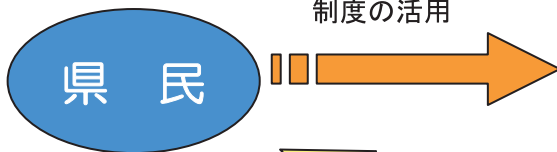
（3つの認定制度と1つの協定制度を創設）

（認定制度）

- ① 景観づくり地域協定の認定
- ② 景観づくり地域活動団体の認定
- ③ 景観づくり社会貢献事業者の認定

（協定制度）

- ④ 景観づくり事業者協定の締結（知事と事業者）



県民及び事業者への支援（第9条）

1. 県は、情報の提供、学習の機会の提供、良好な景観の形成に向けた取組に参加する機会の提供その他の必要な支援を行います。

基本方針（第7条）

知事は、良好な景観の形成に関する基本的な方針（基本方針）を定めます。

広域景観計画（第24条）

県は、景観法で規定する景観計画を定める際は、市町村の区域を越えた広域的な見地から定めます。

公共事業景観形成指針（第25条）

知事は、県が公共事業を実施するに当たって良好な景観の形成のために配慮すべき事項に関する指針（公共事業景観形成指針）を定めます。



基本理念（第2条）

1. 良好な景観は、将来の県民に継承されるべき重要な資産であること、その形成が重要であること及びその形成に向けた継続的な取組が必要であることが認識されることを旨としてその形成が図られなければならない。
2. 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用等を通じてその形成が図られなければならない。
3. 良好な景観は、地域住民の意向を尊重し、それぞれの地域の個性及び特色を伸ばすよう、その多様な形成が図られなければならない。
4. 良好な景観は、県、市町村、県民、事業者、来訪者その他社会を構成する多様な主体が連携、協働して、その形成が図られなければならない。
5. 良好な景観は、これ及びその形成に向けた取組が観光の振興その他の地域の振興と密接に関連するため、地域の活性化に資するよう、その形成が図られなければならない。
6. 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、現にある景観をより良好な景観に整備することを含むものである。

制度の活用

事業者

事業者の役割（第5条）

1. 事業者は、土地の利用等の事業活動を行うに当たっては、これが景観に影響を与えることを認識するとともに、良好な景観の形成に自ら努めます。
2. 事業者は、県が実施する施策に協力します。

支援

来訪者

県の責務（第3条）

1. 県は、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、実施します。
2. 県は、県民、事業者及び来訪者に対し、良好な景観の形成に関する啓発、知識の普及に努めます。

来訪者の協力（第6条）

1. 県への来訪者は、県が実施する施策に協力します。

市町村への支援等（第8条）

1. 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえた、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行います。
2. 県は、市町村の求めに応じ、広域的な見地からの調整を行います。

組織など

1. 景観審議会

施策の策定及び実施に関する重要事項について調査審議等をするため、景観審議会を設置します。

2. 景観評価審査委員（第26条）

施策の推進に関し必要な事項を調査させるため、専門の学識経験を有する者を委嘱することができます。

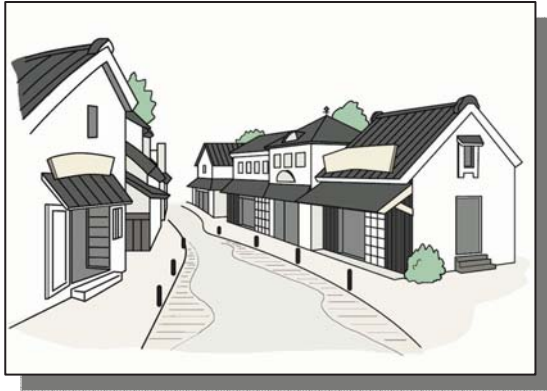
3つの認定制度

①景観づくり地域協定の認定

土地所有者等が、その土地の区域で行う良好な景観づくりのための協定を認定！
(全員の合意が必要ですが、一団の土地でなくても構いません)

例えば・・・

地区計画や緑地協定
との重複も可能



地域の街並み景観の向上にむけて建築物のセットバックやファサード、デザインや色彩を統一する協定を土地所有者等が締結し、それを認定



地域の良好な景観を形成するため、緑化や生垣に関する協定を土地所有者等が締結し、それを認定

【景観づくり地域協定の認定要件】

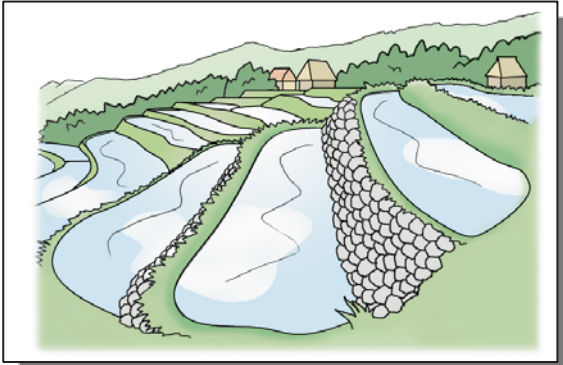
- ① 協定土地所有者等（※）の数が10人以上（協定対象区域の面積が0.5ha以上の場合、又は一団の土地でかつ協定対象区域の面積が0.1ha以上の場合、2人以上）であること。
- ② 申請の手続きや協定の内容が、この条例及び他の法令に違反していないこと。
- ③ 協定の内容が、県及び関係市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に相当であること。
- ④ 協定の内容が、土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限していないこと。
- ⑤ 協定の内容が、良好な景観の形成に資すると認められること。
- ⑥ 協定の内容が、確実かつ効果的に実施されると見込まれること。
- ⑦ 協定の有効期間が、5年以上30年以下であること。
- ⑧ 協定対象区域が、ある程度の関連性を有するまとまりがあること。

（※）「協定土地所有者等」とは、土地の所有者及び借地権（地上権又は賃借権）を有する者であり、借地に係る土地の所有者は含みません。

②景観づくり地域活動団体の認定

良好な景観の形成に向けた取組を行う団体（営利を目的としない団体）を認定！

例えば・・・



地域の良好な景観を形成するため、継続的に花植えや植栽等を実施している団体を認定

地域の良好な景観を保全するための活動を行っている団体を認定（棚田の保全、歴史的な街並みの保全、里山・森林の保全など）

良好な景観の形成に対する意識を高揚させるため、小・中学生に対する景観教育、地域住民に対する普及啓発活動を実施している団体を認定

③景観づくり社会貢献事業者の認定

社会的責任や社会貢献の見地から、良好な景観の形成に向けた取組を行う企業等を認定！

例えば・・・

地域の良好な景観の形成のための活動（花植えや植栽、歴史的建造物や樹木の保存など）を継続的に行っている企業等を認定

地域において良好な景観の形成に向けた取組を行っている団体に対して、支援を継続的に行っている企業等を認定

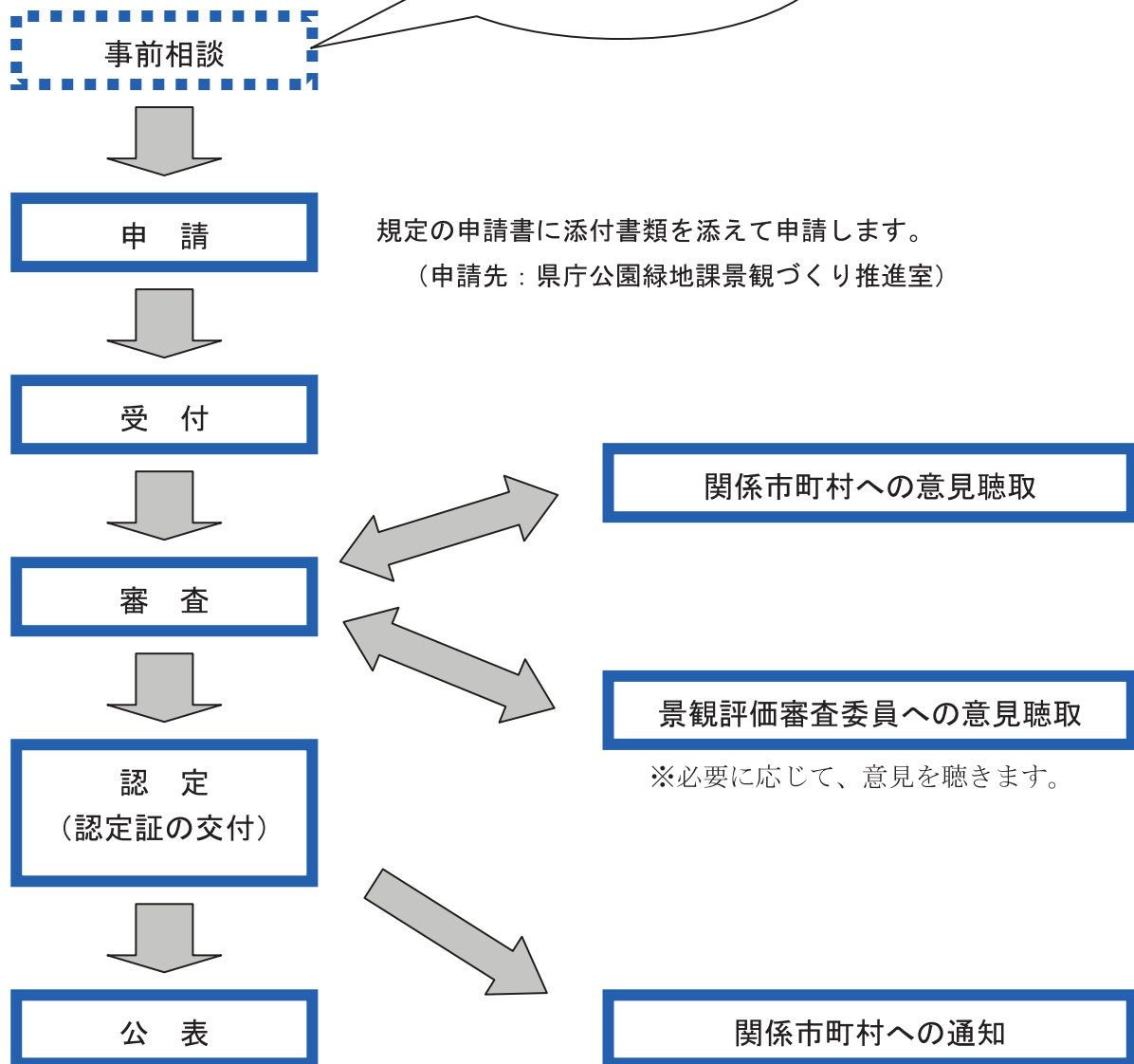
事業活動において、常に地域の良好な景観の形成に配慮している企業等を認定（屋外広告物、敷地の緑化 など）

【景観づくり地域活動団体及び景観づくり社会貢献事業者の認定要件】

- ① 申請の手続きや取組の内容が、この条例及び他の法令に違反していないこと。
- ② 取組の内容が、県及び関係市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に相当であること。
- ③ 取組の内容が、土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限していないこと。
- ④ 取組の内容が、良好な景観の形成に資すると認められること。
- ⑤ 取組の内容が、確実かつ効果的に実施されると見込まれること。
- ⑥ 継続的かつ適切に取組を行うと認められること。

認定手続きの流れ

まずは
ご相談ください！！



認定申請の添付書類

<景観づくり地域協定>

1. 景観づくり地域協定に係る協定書の写し
2. 協定土地所有者等の住民票の写し又は住民票の記載事項証明書
3. 協定対象区域の土地の登記事項証明書
4. 公図
5. 協定対象区域位置図
6. 協定対象区域図
7. 協定対象区域の地籍測量図（協定土地所有者等の数が2人以上10人未満の場合）
8. 協定対象区域に借地権の目的となっている土地がある場合、その土地の所有者の同意書

<景観づくり地域活動団体及び景観づくり社会貢献事業者>

1. 景観づくり地域活動団体又は景観づくり社会貢献事業者の登記事項証明書（法人でない場合は、団体の規約及び代表者の住民票の写し又は住民票の記載事項証明書）
2. 良好な景観の形成に向けた取組に関する計画書

認定を受けたら・・・

- 3つの認定制度において認定を受けた者は、良好な景観の形成に向けた取組を周知するよう努めます。（周辺への波及効果を期待しています。）
- 知事は、認定した良好な景観の形成に向けた取組を支援するため、情報の提供、助言その他必要な支援をおこないます。

協定制度

景観づくり事業者協定

知事と事業者が良好な景観づくりに関する協定を締結！

例えば・・・



県内に店舗展開している事業者と「店舗のデザインや色彩、広告物の掲出、敷地内の緑化等について常に地域の景観に配慮する旨の協定」を締結

開発事業者と「良好な街並み景観を形成するため、建築物等のデザインや色彩などの基準を定めた協定」を締結

条例前文

私たちの住む房総は、黒潮と親潮とが交わる太平洋に面する広大な砂浜や変化に富んだ海岸を背に、たおやかな丘陵とのびやかな台地が広がり、水と緑の彩り豊かな様相を見せている。また、歴史や文化が織り成す様々なまちなみ、人と自然との営みが調和しつつ維持されてきた田園や里山等が形づくられている。これらの恵まれた自然環境と人々の営みとが相まって形成されてきた特色ある景観は、見る者を魅了し、地域の活力を生み出す源であり、地域に住む人々の心を映し出す鏡とも言える。

これまで、人々の価値観が変遷する中、地域の貴重な財産である景観に対して、必ずしも十分な配慮がなされてきたとは言い難い。今、本県の有する良好な景観を、責任を持って次代に引き継いでいくことは、私たちにとって重要な課題となっている。

もとより、景観は何ら特別なものではなく、一人ひとりが営む生活の中に、あるいはその周辺におのずから存在するものである。また、身近に存在した良好な景観が失われて初めてその価値に気付くこともある。地域住民を中心として、県民、事業者、市町村、県等の地域にかかわる全ての主体が、このことに思いをいたし、景観についての認識を共有することこそが良好な景観を形成する基礎となるものである。

その上で、これら様々な主体が、それぞれの創意工夫を生かしつつ連携し、又は協働することにより良好な景観の形成に継続して取り組むことは、極めて重要な意義を持つものと確信する。

そこで、良好な景観の形成について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、県民一人ひとりが誇りと愛着を持つことのできる景観を実現するという目的を達成するため、ここに千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例を制定する。

良好な景観を形成し、次代に引き継ぎましょう！

お問い合わせ先

千葉県県土整備部公園緑地課景観づくり推進室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-3279

FAX 043-222-6447

E-Mail keikan2@mz.pref.chiba.lg.jp